

## みえ雇用シェアネットワーク構築支援事業業務委託仕様書

### 1 業務の目的

この業務は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により雇用の維持に悩む事業者と労働力不足となっている事業者との間での雇用維持・確保の取組の一つである「雇用シェア」（在籍型出向、兼業・副業など）を普及させることを目的として、県内事業者を対象とした周知啓発や相談会・セミナーの開催等を実施し、制度・仕組みの定着や必要性・有効性への気付きを促す。

また、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大や将来発生が予想される大規模災害等による急激な雇用情勢の悪化などの状況下においても、即時的な「雇用シェア」の活用により失業者の発生を抑止することを目的として、平時から経営者や人事担当者同士が顔の見える関係を築くことができる企業間「雇用シェアネットワーク」の構築を支援する。

### 2 みえ雇用シェア支援事務局の設置について

受託者は、「みえ雇用シェア支援事務局」（以下「支援事務局」という。）として「3 委託業務」に掲げる各種業務を行うものとする。

#### (1) 支援事務局について

支援事務局について、新たに事務所を設置する必要はなく、受託者の既存事務所内等に設置して差し支えない。

ただし、県、事業者、各関係機関・団体等からの問い合わせや相談等（電話、メール等）に対しては、専用回線・アカウント等を設置して対応すること。

#### (2) 人員体制について

委託契約期間を通して安定的に職員を配置し、各種業務を確実に履行できる人員体制を確保するとともに、適切な労働環境を確保すること。

また、研修等を通じて職員の資質向上を図ること。

#### (3) 支援対象事業者について

支援事務局が支援対象とする事業者は、原則として次のアからエまでの全ての要件を満たす者とする。

ただし、ア及びイの要件については、特段の事情がある場合、別途県と協議のうえで対象となる要件を拡大することができる。

ア 三重県内に事業所を有する企業（農事組合法人、社会福祉法人など会社法に規定する法人以外の法人を含む。ただし、国及び地方公共団体が運営・出資する法人を除く。）及び個人事業主

イ 三重県内に就業地があること

ウ 税の滞納がないこと

エ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと

### 3 委託業務について

受託者は、支援事務局として次の業務を実施するものとし、適宜、実施内容を県と協議しながら進めるものとする。

#### (1) 雇用シェアの周知啓発

##### ア 情報発信等

各関係機関・団体等と連携した情報発信（会報誌等への折り込み広告等を含む）や各種広告、インターネット・SNS等の多様なツールを活用して、雇用シェアの制度や手続き、助成金等の支援制度、先進事例（送出企業・受入企業・従業員の声）などを業務委託期間中、継続的に発信する。

なお、周知啓発にあたっては、雇用シェアの理解を深めることはもちろん、県内企業の経営状況や将来の見通し、国や県等が講じる助成金等の支援措置の内容をふまえ、全ての県内事業者にとって有益な情報発信となるよう努めること。

##### イ セミナー等の開催

県内事業者を対象として「雇用シェア」の活用促進に繋げるためのセミナー等を開催する。

なお、セミナーについては以下のとおり実施するものとし、開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響で雇用に関する悩みや不安を抱えている事業者を主な対象としつつ、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大や将来発生が予想される大規模災害等の非常時に備え、地域性を考慮しつつ多くの事業者に参加してもらえよう工夫すること。

##### (ア) 開催回数・時期

- ・開催回数は、3回以上とし、開催時期は県と協議して決定するものとするが、可能な限り令和4年度上半期に実施する。

##### (イ) 開催内容

- ・セミナーの内容は、雇用シェアを主とし、企業経営や人材戦略といった「雇用」に関係する幅広いテーマでの実施を可とするが、必ず雇用シェアの活用促進に繋がるよう工夫するものとする。
- ・また、セミナー開催時には、雇用シェアに関する相談会（雇用シェアにかかる就業規則整備の相談など）の実施もあわせて検討する。

##### (ウ) 開催方法等

- ・県と協議のうえ、有効な方法で実施できると県が認めた場合は、オンラインでの実施も可能とする。

## (2) 雇用シェアネットワークの構築支援

雇用シェアの活用促進に向けた手段の一つである「雇用シェアネットワーク」（2社以上の企業が雇用シェアを行う目的で平時から顔の見える関係として繋がっている状態）の構築を支援するため、以下の取組を実施する。

### ア 企業交流会の開催

雇用シェアに関心を持つ企業を対象とした企業交流会を開催し、経営者や人事担当者同士が顔の見える関係づくりを行う。

企業交流会については、以下のとおり開催するものとする。

#### (ア) 開催場所（実際に集合して開催する場合）

- ・可能な限り県内5地域（①北勢、②中勢、③伊賀、④南勢、⑤東紀州）でそれぞれ開催するなど、幅広い業種・業態・地域の事業者が参加できるように努めること。

#### (イ) 開催内容等

- ・単に企業が集まるだけでなく、雇用シェア活用事例をもとにした意見交換をしたり、雇用シェア活用に向けた課題を考えるなど、企業が主体的に参加できる内容とする。
- ・また、企業交流会への継続的な参加や雇用シェアネットワークの構築に繋がるよう、企業交流会の内容や参加企業に対する反復継続的な働きかけ・ヒアリング等のフォローを工夫して実施すること。

#### (ウ) 開催方法等

- ・Ⅰ部で「雇用」に関するセミナーを開催し、Ⅱ部で「雇用シェア」に関するワークショップを開催するなど、多くの事業者が興味・関心を持ち参加してもらえるよう開催方法を工夫すること。
- ・また、県と協議のうえ、有効な方法で実施できると県が認めた場合は、オンラインでの実施も可能とする。

### イ その他雇用シェアネットワーク構築支援の取組

上記企業交流会のほか、雇用シェアネットワークの構築に向けた顔の見える関係づくり等に繋がる取組を実施する。

### (3) 雇用シェアネットワーク構築支援にかかる調査・研究

セミナーや企業交流会への参加企業に対するネットワーク構築に向けたニーズ等の把握のためのアンケート調査や企業交流会の実施、雇用シェアネットワーク構築に向けた働きかけなどにより、雇用シェアネットワークの構築にかかる課題の検証や有効な手法の検討、ネットワークの自立的な運営の仕組みづくり等にかかる調査・研究を行う。

なお、事業者アンケートの内容や実施時期、対象企業等については、別途、県と協議して決定する。

### (4) その他実施事業

#### ア 各関係機関・団体等との連携

受託者は、事業者等からの相談対応や周知啓発、セミナーや企業交流会の実施、雇用シェアネットワーク構築支援にかかる調査・研究にあたっては、以下のとおり各関係機関、団体等と連携して実施する。

#### (ア) 公益財団法人産業雇用安定センター三重事務所との連携

令和2年7月30日付けで三重県と公益財団法人産業雇用安定センター三重事務所との間で締結した「三重県内企業への雇用の維持支援に関する協定」をふまえ、在籍出向を希望する事業者のマッチングに関する情報提供や定期的な意見交換・情報共有等を実施する。

#### (イ) 三重労働局との連携

令和3年4月に設立された「三重県在籍型出向等支援協議会」（事務局：三重労働局）との連携を図るとともに、産業雇用安定助成金等の国が講じる支援制度等を県内事業者が活用できるよう、三重労働局との意見交換・情報共有等を実施する。

#### (ウ) その他関係機関・団体との連携

他都道府県や県内市町、各関係機関・団体（経営者協会、商工会議所、各業種組合など）と連携し、県内事業者に幅広く情報を届けることができる情報発信（会報誌等への折り込み広告等を含む）を行う。

また、セミナーや企業交流会の開催にあたっては、各関係機関・団体と協力して県内産業の状況や将来の見通しもふまえ適切な内容となるように工夫するとともに、各関係機関・団体の積極的な参画の働きかけに努めること。

#### イ 感染拡大防止に配慮した事業実施

事業実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等をふまえ、感染拡大防止にかかる必要な措置を講じること。また、今後、感染が再拡大した際にも県内事業者への支援が滞ることのないよう、平時からオンラインツールを積極的に活用するなど、事業実施方法を工夫すること。

#### 4 目標

- ・雇用シェアセミナー・相談会参加企業数 180社
- ・「雇用シェアネットワーク」参画企業数 100社  
(企業交流会参加者アンケート等で雇用シェアネットワークの構築や構築意向が確認できた企業数)

#### 5 契約上限額

金27,693,028円(消費税及び地方消費税を含む)

#### 6 事業進捗及び実績報告について

受託者は、以下について報告するとともに、適切に書類を保管すること。

##### (1) 事業進捗

委託業務の実施にあたっては、日報等により日々の事業進捗を管理するとともに、月単位の活動報告として「業務報告書」を翌月10日まで(ただし、令和5年3月分は同月31日まで)に県へ提出する。

また、事業進捗状況や業務内容等に関する県との打合せについて、少なくとも月1回以上実施し、その他必要に応じて随時実施すること。

なお、「業務報告書」の記載項目は、以下に掲げるものを基本とし、必要に応じて別途県が指示するものとする。

- ・事業者への架電、訪問件数
- ・事業者からの相談対応件数
- ・セミナーの開催状況(開催実績、参加企業数等)
- ・企業交流会の開催状況(開催実績、参加企業数等)

##### (2) 実績報告

委託業務が完了したときは、「事業実績報告書」を令和5年3月31日までに紙ベース及び電子データ(ワード・エクセル形式。写真等の場合はPDFも可)を保存したCD(DVD)-ROMを提出する。

なお、「事業実績報告書」の記載項目は、以下に掲げるものを基本とし、必要に応じて別途県が指示するものとする。

- ・事業者への架電、訪問件数
- ・事業者からの相談対応件数
- ・セミナーの開催状況(開催実績、参加企業数等)
- ・企業交流会の開催状況(開催実績、参加企業数等)

## 7 契約条件

### (1) 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

### (2) 成果品

成果品は「6（2）実績報告」に掲げる事業実績報告書及び以下のとおりとする。

- ・事業者アンケート調査結果
- ・雇用シェアネットワーク構築支援にかかる調査・研究結果

### (3) 成果品の提出期限

成果品については、いずれも令和5年3月31日までに紙面及び電子データを保存したCD（DVD）-ROMを提出する。

## 8 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、三重県雇用経済部雇用対策課において示す。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、同規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

(4) 契約は、三重県雇用経済部雇用対策課において行う。

## 9 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 10 委託料の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

## 11 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 13 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

## 14 委託業務の引継ぎ

受託者は、本契約の終了に際し、県又は県が指定するものに対し、受託者の費用で委託業務の引継ぎ等を行わなければならない。引継ぎにあたっては、支援事務局が保持する事業者情報や個人情報、システムの取り扱い等について、県と協議するものとする。

なお、引継ぎにあたっては、支援事務局が保持する情報の取扱い等について、CSV形式等、他のシステムでも読み込み可能な形式で抽出できるようにすること。

## 15 その他

- ・契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・本業務により発生した成果品等の著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないこととする。
- ・個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- ・委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意すること。
- ・受託者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、会計年度終了後5年間保存すること。
- ・本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。
- ・本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と県と協議のうえ、決定することとする。
- ・企画提案コンペに係る選定の効果は、令和4年度予算発効時において生じるものとする。

## 16 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部雇用対策課 担当 丸野、加藤、宇野

Tel : 059-224-2461 FAX : 059-224-2455

E-mail : koyou@pref.mie.lg.jp